

新潟県スキーマスターズ会則

第1章

第1条 この会は、新潟県スキーマスターズという。

第2条 この会の事務局は、会長が指定した場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、県内の中高者のスキー普及と、会員相互の親睦並びに健康増進を図ることを目的とする。

第4条 この会は、次の事業を行う。

- (1) スキーマスターズの大会の開催及びに出場の支援に関すること。
- (2) 会員の気力、体力、技術の充実、向上を図ること。
- (3) 会員相互の連絡、協調と親睦をはかること。
- (4) 広報発行、その他この会の目的達成に必要なこと。

第3章 会員及び会費

第5条 この会の会員は、新潟県内のマスターズ適齢者で、(公財全日本スキー連盟)の会員で入会を希望する者とする。

会費は、全日本スキー連盟競技者登録時に一括して納入するものとする。

第4章 役員

第6条 この会に、名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

- (1) この会に、次の役員を置く
会長1名、副会長 若干名、庶務(会計1名) 若干名
役員若干名 監査2名

第7条 役員は総会に於いて選出する。

第8条 役員任期は2年とし、期間は6月1日から翌年5月31日までとする

第5章 会議

第9条 総会は年1回とし、必要があるときは臨時総会を開く。

第10条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第6章 会計

第11条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる

第12条 会計監査は、決算後速やかに行う。

第7章 公益財団法人新潟県スキー連盟マスターズ委員長の推挙

第13条 この会の役員から新潟県スキー連盟マスターズ委員長の推薦を行い新潟県スキー連盟とマスターズスキー活動の連携を図るものとする。

付則

1. この会則の改廃は、総会で決する。

2. この会則は、平成11年1月25日から実施する。

注1. この会は、平成9年3月、全日本スキーマスターズ大会参加者の協議に基づき、同年4月より、発足したものである。

注2. 平成13年1月、スキーマスターズ新潟の会を、新潟県スキーマスターズと名称改名。

注3. 平成15年3月6日開催臨時総会で名誉会長を置くことを決定した。

注4. 平成19年2月16日開催の総会で相談役を置くことを決定した。

この会則は平成20年2月から実施する。

改正理由

この会に、相談役を置くことに伴うものである。

注5. 平成26年2月14日開催の総会で新潟県スキー連盟マスターズ委員長推薦について決定した。

改正理由

新潟県スキー連盟とマスターズスキー活動の連携を図るため。

注6. 平成27年2月13日開催の総会で会務と会則の整合性を審議し決定した。

注7. 平成29年2月17日開催の総会で決定し、平成29年1月1日より実施することとする。